

保護者 各位

守口市こども部子育て支援政策課長

令和 2 年 6 月 1 日以降の「もりぐち児童クラブ」の取扱い等について（通知）

平素から本市こども施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応にご協力をいただきありがとうございます。

小学校における教育活動の再開に伴い、6 月 1 日（月）以降の「もりぐち児童クラブ」の取扱い等について、下記のとおり通知いたします。

記

(1) もりぐち児童クラブ入会児童室

① 6 月 1 日（月）から 6 月 12 日（金）までの平日・土曜日

正午から午後 7 時までの開設とします。（土曜日については通常通り午前 8 時より開設）

※学校給食（簡易給食含む）がない日は、各ご家庭でお弁当などの昼食を持参してください。

② 6 月 15 日（月）以降の平日・土曜日

放課後から午後 7 時までの開設とします。（土曜日については通常通り午前 8 時より開設）

③ 利用の自粛要請

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭での対応が可能な場合は、利用を控えていただきますようお願いいたします。

④ 令和 2 年 6 月の利用者負担金

特例減免の対象とします。

(2) 学校による子どもの居場所の確保

6 月 1 日（月）から「スタートアップ期間」についても、小学校等 3 年生以下の児童について、監護する者がいない等、真にやむを得ない場合に限り、午前 8 時から正午までの間、学校で居場所を確保することとしています。

(3) もりぐち児童クラブ登録児童室

① 6 月 1 日（月）から 6 月 14 日（日）まで

閉室とします。

② 6 月 15 日（月）以降の平日・土曜日

放課後から午後 5 時まで開室とします。（通常開室）（土曜日については通常通り午前 9 時より開設）

③ 利用の自粛要請

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭での対応が可能な場合は、利用を控えていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

子育て支援政策課

電話 06-6992-1647